

記者発表 令和4年11月17日(木)15時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	人事担当参事(兼)人事課長 松田 孝行

## 元ボートレース事業部事業推進課職員の収賄事件における 管理監督責任及び当該事件に係る内部調査により 新たに判明した不適切な行為等に対する処分について

このことについて、元ボートレース事業部事業推進課職員の収賄事件における管理監督責任及び当該事件に係る内部調査により新たに判明した不適切な行為等に関し、地方公務員法等の規定に基づき、令和4年11月17日付けで下記のとおり懲戒処分等を行いました。

### 記

#### 1 元ボートレース事業部事業推進課職員の収賄事件における管理監督責任に対する処分について

##### (1) 事案の概要

元ボートレース事業部事業推進課企画広報担当副主幹 畑充彦(以下「畑」という。)は、三重テレビ放送株式会社東京支社営業部の酒井輝(以下「酒井」という。)と共謀の上、津市が発注する電波広告放送業務委託に関し、広告会社が随意契約により受注できるようにするなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもと供与されるものであることを知りながら、平成31年1月11日、津市内において、酒井が広告会社の役員から現金18万円を受け取り、畑は、自己の職務に関して賄賂を収受し、酒井は、畑の職務に関して賄賂を収受したとして、令和4年9月27日に両名は、罪名 収賄により津地方裁判所に起訴され、畑においては、同月29日に懲戒免職処分としたところです。

この事案に関しては、当然に法令を遵守すべき立場にある職員による重大犯罪であり、極めて許し難いあるまじき行為であるとともに、本市の行政に対する市民の信頼を著しく損なわせたものであって、畑のみならず、畑を管理監督する立場にあった上司にあっても、部下職員に対する指導監督に適正を欠いていたことから、地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)に違反するものとして次のとおり懲戒処分を行いました。

(2) 処分の内容等

被処分者	処分内容
久居総合支所福祉課長（当時 事業推進課長） （58歳）	戒告 （地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定による）
高齢福祉課長（当時 事業推進課調整・企画広報担当主幹）（54歳）	
久居教育事務所主査(兼)久居公民館長【再任用】 （当時 ボートレース事業部次長(兼)経営改善担当参事・経営管理課長）（62歳）	

2 収賄事件に係る内部調査により新たに判明した不適切な行為等に対する処分について

収賄事件に係る畑の起訴を受け、内部統制室により関係職員に対する聞き取り等の内部調査を行った結果、起訴事実のほか、以下の不適切な行為等が新たに判明したことから、関係職員に対し懲戒処分等を行いました。

(1) 元ボートレース事業部事業推進課職員が利害関係者からの供応接待等を受けていたことに対する処分について

ア 事案の概要

元ボートレース事業部事業推進課主事（現 都市政策課主事）が、平成29年度から平成30年度にかけて自らが費用を負担することなく、実際の費用を誰が支払っているのかも確認しないまま、当時上司であった畑とともに酒井が参加する飲食の場に複数回参加していたことのほか、畑とともに常滑出張時に前泊し、その際の宿泊代及び飲食代を負担していなかったこと、畑が福岡出張時に年次有給休暇を取得した上で同行し、その際の飛行機代、宿泊代及び飲食代を負担していなかったことが明らかになりました。

これらの行為は、利害関係者からの供応接待及び旅行接待にあたる行為であり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきであるという地方公務員法第30条（サービスの根本基準）に違反した行為であって、本市の行政に対する市民の疑惑や不信を招くものであり、本市の行政に対する市民の信頼を著しく損なわせるものであることから、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものとして次のとおり懲戒処分を行いました。

イ 処分の内容等

被処分者	処分内容
都市政策課主事（当時 事業推進課主事） （33歳）	減給6月 給料の10分の1を減ずる （地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定による）

(2) 不適切な手続きによる物品の納入及び物品管理懈怠に対する処分について  
(懲戒処分未満)

令和2年の1月から2月にかけて行われた津ボートシネマのイベントの際、ボートレース津のPRキャラクターであるツッキーの着ぐるみを費用負担することなく、畑が委託先の三重テレビ株式会社から納品させていたことが明らかになりました。

また、このことを当時の事業推進課の職員らは、正規の手続きを経ずに納品されたものであることを気づきながら、そのことを誰も指摘等を行わずにそのまま放置し対応していなかったことについても明らかになりました。

このことは、本来であれば無償で納品された場合には、寄附採納の手続きを行う決まりがあるところ、その手続きを行わず、適正な物品の管理を怠ったものであることから、当時のボートレース事業部の職員に対し、文書厳重訓告（1人）及び文書訓告（3人）の処分を行いました。

なお、懲戒処分未満の処分については、人事院が定める懲戒処分の指針によると公表の対象とはならないものの、津市の行政に対する市民の信頼を著しく損なわせた収賄事件に係る内部調査により新たに判明した不適切な行為等であることを踏まえ、公表しました。